

# 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）

## 第 1 現状と課題

### 1 看護職員の就業状況

#### (1) 看護職員の就業者数

- 令和 2 年（2020 年）末現在の県内就業看護職員数は 30,521 人です。人口 10 万人当たりの就業看護職員数は経年的に増加しており、保健師、助産師、看護師（准看護師含む）で全国より高く、保健師は全国 1 位、助産師は全国 3 位に位置しています。
- 県内の二次医療圏ごとの人口 10 万人当たりの就業看護職員数は、全ての圏域で全国を上回っています。

【表 1】人口 10 万対の就業看護職員数の推移

（単位：人）

	平成 24 年度 (2012)	平成 26 年度 (2014)	平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)
長野県	1,261.8	1,329.6	1,389.8	1,436.9	1,490.3
全国	1,139.3	1,187.7	1,228.6	1,275.7	1,315.2

（厚生労働省「衛生行政報告例」）

【表 2】令和 2 年(2020 年)医療圏別就業看護職員数（人口 10 万対）

（単位：人）

地域 職種	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	全県	全国
保健師	98.8	64.0	71.2	94.5	99.8	145.2	77.7	108.5	72.1	110.2	82.6	44.1
助産師	50.4	32.0	38.2	41.1	42.5	55.0	60.7	33.8	35.5	50.9	43.9	30.1
看護師	1,319.9	1,002.6	1,162.8	957.2	1,069.9	973.5	1,270.1	1,171.9	1,116.0	1,102.5	1,143.7	1,015.4
准看護師	181.5	351.2	228.5	237.9	307.1	176.6	192.6	170.7	183.6	208.4	220.1	225.6
合計	1,650.6	1,449.7	1,500.7	1,330.8	1,519.2	1,350.3	1,601.0	1,484.9	1,407.2	1,472.0	1,490.3	1,315.2

（厚生労働省「令和 2 年度衛生行政報告例」）

#### (2) 看護職員の就業場所

- 令和 2 年（2020 年）末現在、看護職員の実業場所としては、病院が 59.7% を占め、診療所が 13.6%、介護保険施設が 13.0% となっています。
- 看護職員数の 10 年間の増加率（平成 22 年（2010 年）と令和 2 年(2020 年)を対比）は 19.5% と全国の 18.9% を上回っており、就業場所別では訪問看護ステーションや介護保険施設、社会福祉施設などで増加しています。

【表 3】令和 2 年(2020 年)県内看護職員の就業場所

（単位：人）

職種	場所	病院	診療所	助産所	訪問看護 ステーション	介護保 険施設	社会福 祉施設	保健所 市町村	その他	合計
保健師		237	29	1	2	18	5	1,230	169	1,691
助産師		627	140	61	0	0	1	32	39	900
看護師		15,825	2,760	4	892	2,533	520	218	671	23,423
准看護師		1,519	1,208	1	25	1,413	232	18	91	4,507
合計		18,208	4,137	67	919	3,964	758	1,498	970	30,521
(構成比)		59.7%	13.6%	0.2%	3.0%	13.0%	2.5%	4.9%	3.2%	100.0%
10 年間の増加率		15.0%	10.7%	11.7%	38.8%	33.5%	83.5%	21.5%	52.3%	19.5%

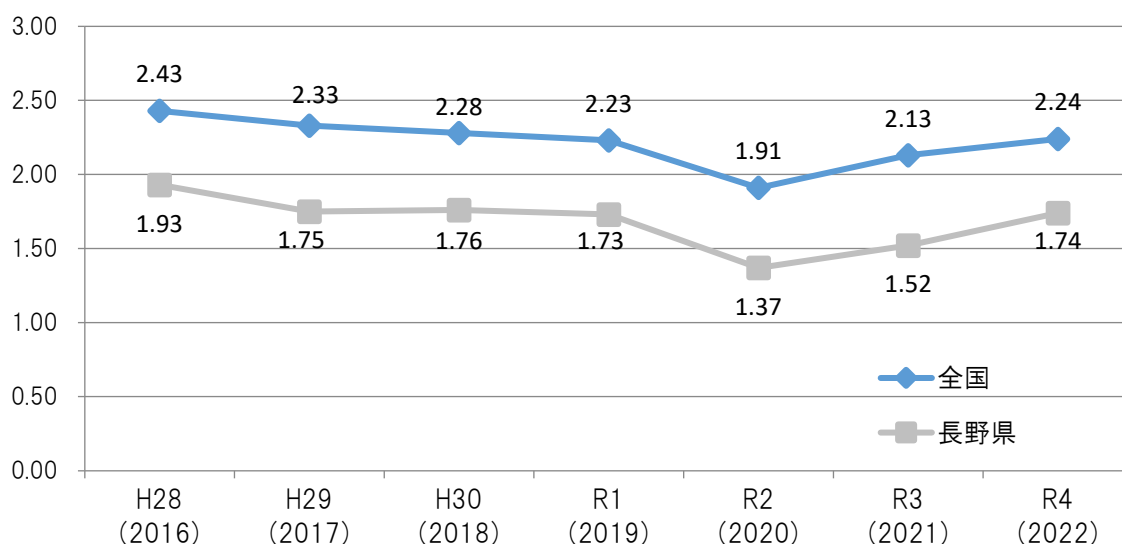
（厚生労働省「令和 2 年度衛生行政報告例」）

### (3) 看護職員の需給状況

- 近年の有効求人倍率は、長野県、全国ともに横ばい傾向で、依然として確保が困難な状況が続いています。
- ワークライフバランスの実現を踏まえて今後見込まれる看護需要をもとに、令和元年度（2019年度）に推計した「2025年（令和7年）における長野県看護職員需給推計」によると、1,000人以上の不足が見込まれます。

【図1】看護職員の有効求人倍率の推移

（単位：倍）



（注）調査月は10月。パートタイムを含む。

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）

【表4】2025年（令和7年）における長野県看護職員需給推計

区分	需要 <sup>※1</sup>	供給 <sup>※2</sup>	差
就業中の全ての看護職員の超過勤務10時間以内、有給休暇5日以上の場合	31,147人	30,109人	△1,038人
就業中の全ての看護職員の超過勤務10時間以内、有給休暇10日以上の場合	31,427人		△1,318人
就業中の全ての看護職員の超過勤務0時間以内、有給休暇20日以上の場合	33,451人		△3,342人

※1：国の推計ツールにより算出した結果に、県の介護分野の現状を加味した需要数にワークライフバランスの実現を踏まえたシナリオ条件ごとの推計

※2：国の推計ツールにより、前年の看護職員数、新規就業者数等を積み上げ

（令和元年度（2019年度） 医師・看護人材確保対策課推計）

## 2 看護職員の養成状況

### (1) 新規養成

- 令和5年(2023年)4月の県内看護師等学校養成所の入学定員は1,141名となっています。
- 令和3年度(2021年度)卒業生894人のうち803人が看護職員として就業し、このうち684人が県内に就業(県内就業率85.2%)しています。

【表5】県内看護師等学校養成所の入学定員の推移

(単位：人)

学校種別	課程	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
大学	保健師・看護師	250	250	250	406	406	476	476	476
	保健師(選択) <sup>(注)</sup>	(40)	(40)	(40)	(80)	(80)	(100)	(100)	(100)
	助産師(選択) <sup>(注)</sup>	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)
専攻科	保健師	15	15	15	15	15	15	15	15
	助産師	15	15	15	15	15	21	21	20
養成所 (短大含む)	看護師3年課程	560	560	560	560	520	450	410	450
	看護師2年課程	110	110	110	110	110	110	110	70
	准看護師	180	180	180	180	180	180	140	110
合計		1,130	1,130	1,130	1,286	1,246	1,252	1,172	1,141

(注) 編入生含む。また、選択制の保健師・助産師課程は、選択枠の人数を内訳で示す。

(厚生労働省「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」、医師・看護人材確保対策課調べ)

### (2) 専門性の高い看護師の養成

- 在宅医療等の推進に向けて、平成27年(2015年)10月に、特定の行為に限って「医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書によって一定の診療の補助を行うことができる看護師」を養成・確保するための特定行為研修制度が創設されました。
- 在宅医療の推進のほか、新興感染症等の感染拡大時における迅速かつ確かな対応、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進等の観点から、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成が求められています。
- 県内の特定行為指定研修機関数は、平成29年度(2017年度)の0機関から令和5年度(2023年度)は8機関にまで増加しています。
- 令和2年(2020年)末現在、本県の特定行為研修修了者数は54人となっています。

(厚生労働省「衛生行政報告例」)

## 3 看護職員の離職状況

- 県内の病院に勤務する令和3年度(2021年度)の常勤看護職員の離職率は、全国の11.6%を下回るものの8.3%であり、新卒採用者については5.3%(全国10.3%)が1年以内に離職している状況です。

(日本看護協会「2022年 病院看護実態調査」)

- 新卒の看護職員の離職理由の一つとして、学校での看護基礎教育と臨床現場で求められる技術・能力のギャップが挙げられています。

## 第2 施策の展開

### 1 新規養成数の確保

- 新規養成数を確保するために、県立看護大学及び県立養成校を運営するとともに、県内看護師等養成所の運営に対する支援を行います。
- 県内への就業率の向上を図り、看護職員の確保が困難な中小医療機関等への就業を促進するため、看護職員修学資金の貸与等を行います。
- 看護職に対する理解促進やイメージアップを図り、看護学生を確保するために、県内看護師等養成所と高校進路指導担当者との意見交換会の開催や、若い世代を対象としたリーフレットの配布等を行います。

### 2 離職防止・資質の向上

- 働きやすい環境づくりを推進するため、院内保育所の運営や勤務環境改善のための施設整備に対する支援を行います。
- 医療機関による勤務環境の改善を支援するため、アドバイザーの派遣や総合相談窓口の設置等を行います。
- 看護職員が意欲的に業務に取り組めるよう、資質向上のための各種研修を実施します。
- 新人看護職員の卒後臨床研修体制の整備を促進するため、医療機関による研修の実施等を支援します。
- 看護現場における看護ケアの広がりや資質の向上を図るため、県立看護大学において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い実践看護ができる専門・認定看護師を養成します。
- 特定行為研修修了者の増加を図るため、研修受講料や代替職員人件費等への支援を行うとともに、協力施設や研修機関の体制整備や研修修了者の活動支援のため、指定研修機関や研修修了者同士の連絡会を開催します。
- 在宅医療を担う訪問看護職員の確保のため、事業所の運営や新卒者採用に向けた取組を支援するとともに、資質向上のための専門研修等を実施します。
- 市町村保健師の確保や保健活動の充実強化を図るため、市町村保健師の採用情報の発信及び職務の段階に応じた研修機会の確保等の人材育成に努めます。
- 助産師が医師と役割分担・連携して正常分娩の進行管理を行うためのスキルアップを目的とした助産師支援研修や助産師出向支援を実施します。

### 3 再就業の促進

- 潜在看護職員の再就業を促進するため、ナースセンターにおける再就業相談や研修、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」等による復職支援を実施します。
- 高齢化の進展に伴い需要の増加が見込まれる介護・福祉分野等への就業を促進するため、プラチナナース(\*)等に対する研修を実施します。  
(\*) プラチナナース（概ね業務経験 25 年以上の看護職員）

### 第3 数値目標

区分	指標	現状 (2023)	目標 (2029)	目標数値 の考え方	備考 (出典等)
S	就業看護職員 (保健師、助産師、看護師、 准看護師)数(全県)	30,521人 (2020)	31,973人 (2028)	今後見込まれる看護需要を もとに設定	厚生労働省 「衛生行政報告例」
S	特定行為研修 修了者数	54人 (2020)	285人以上 (2028) 検討中	厚生労働省が 示す算出例よ り設定	厚生労働省 「衛生行政報告例」
S	特定行為指定研修 機関数	8機関	現状以上	現状以上とする	医師・看護人材確保対策課 調査

注)「区分」欄 S(ストラクチャー指標):医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標

### コラム

#### 1 第7次計画のコラム

- 助産師出向支援導入事業
- 看護師の特定行為に係る研修について
- ナースセンター事業

#### 2 第8次計画のコラム(案)

- 長野県看護協会が令和5年(2023年)4月に設置した訪問看護総合支援センターに関する記載と県が委託している訪問看護支援事業について記載する。
- 既存のナースセンター事業の内容に、令和6年度から始まるマイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムについて情報が間に合えば記載する。
- 感染管理認定看護師の養成(及び活躍)について記載する。